

令和 2 年度 中央区協働事業提案募集要項



新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令及び都の緊急事態措置を受け、
新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、協働事業提案の公募期間を
下記のとおり延長します。

募集期間：令和 2 年 2 月 3 日（月）～~~4 月 3 0 日（木）~~

～ 5 月 2 9 日（金）

〈お問い合わせ先〉

■ 中央区区民部地域振興課コミュニティ支援係

〒104-8404 中央区築地 1-1-1

電話：03-3546-5686 FAX：03-3546-5297

E-mail：tiiki_01@city.chuo.lg.jp

■ 協働ステーション中央

〒103-0001 中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 2 階

電話：03-3666-4761 FAX：03-3666-4762

E-mail：info@kyodo-station.jp

●はじめに

中央区では、「地域との協働指針（平成18年3月策定）」や「中央区協働推進会議報告書（平成21年10月報告）」を踏まえ、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、公益活動を実践する企業（社会貢献活動団体）と区が力を合わせて公共的な課題解決に取り組む仕組みとして、協働提案事業を募集します。

区が設定した課題に対する事業又は団体からの自由な提案による事業を募集し、採択した事業を提案団体と協働して実施するもので、個々のニーズに応じたよりきめ細かな行政サービスを提供することを目的としています。

地域の課題を自分たちの力で解決しよう。そんな「地域の心意気」を持った皆さんからの提案をお待ちしています。

1 募集する事業

令和2年度は、次の協働事業を募集します。

(1) 課題設定型提案

区が協働により解決を図りたい4分野への事業提案を募集します。

- ① 高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくり
- ② 地球にやさしいまちづくりの推進
- ③ 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり
- ④ 地域ぐるみの安全・安心まちづくり

(2) 自由テーマ型提案

団体独自の専門性、先駆性を活かした自由な発想に基づく提案で、地域の課題解決に向けて、具体的な効果や成果が期待できる事業の提案を募集します。（課題設定型提案を除く）。

2 提案できる団体の要件

次の(1)から(8)のすべての項目に該当することが必要です。

- (1) 「協働ステーション中央」の利用登録団体であること
- (2) 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があり、構成員名簿を備えていること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと
- (8) 区と協働して業務を遂行できる能力及び実績を有すること。

3 提案できる事業の要件

次の(1)から(8)のすべての項目に該当することが必要です。

- (1) 事業構築に向けた支援・協議の上、「協働ステーション中央」を経由して区へ提案された事業
- (2) 中央区内で実施される公共的・公益的な事業
- (3) 地域課題解決のために提案団体と区とが協働で取り組む事業
- (4) 提案団体が主体的に取り組み、団体の特性が発揮される事業
- (5) 実施年度内に具体的な効果や成果が期待でき、区民サービスの向上が図られる事業
- (6) 提案団体と区の役割分担が適切で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (7) 事業計画・予算の見積りが適正で、提案団体が確実に実施できる事業
- (8) 事業を実施する上で必要な安全への配慮や対策が講じられた事業

4 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、事業の実施に直接要する必要不可欠な経費とします。団体の経常的な運営経費は対象となりません。

<対象となる経費>

対象経費項目	内 容(例)
人件費	事業実施に直接かかる人件費、 事業実施のための臨時的なアルバイト等賃金
報償費	外部講師・専門家等に対する謝礼、 事業協力団体への謝礼
交通費	打合せや事業実施のために要する交通費 ※謝礼支払対象者の交通費は報償費に含める
消耗品費	事業実施のために必要な文具・用紙等事務用消耗品費、材料費
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー・印刷費、 事業PRチラシ・パンフレット・ポスター等の印刷費
通信運搬費	資料や案内等送付のための郵送料(切手・はがき代等)、物品等の運搬費(宅配便等)
保険料	事業にかかる保険料(行事保険料、ボランティア保険料、損害保険料等)
使用料・賃借料	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、事業実施のために必要な資機材のレンタル料

<対象とならない経費>

- ・ 団体等の日常の運営に係る人件費
- ・ 事務所の賃借料、光熱水費
- ・ 日常の運営に要する消耗品費・備品費
- ・ 飲食費

5 提案事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

※ 事業の実施は、当該年度の予算が成立することが条件です。

事業の成果や協働の取組み等に関する中央区協働推進会議での評価結果を踏まえ、次年度の事業継続実施を決定します。

協働提案事業としての実施期間は最大2年間です。

6 応募について

(1) 募集期間

令和2年2月3日（月）から~~4月30日（木）~~まで

5月29日（金）

(2) 事前相談・協議

提案にあたっては、事前に「協働ステーション中央」に相談の上、事業構築に向けた支援を受けることが必要です。

協働ステーション中央との事前相談



協働事業構築シート（様式第9号）の作成



団体、協働ステーション中央、地域振興課での3者協議



区担当課を交えた意見交換、4者協議



必要に応じて事業構築シートの修正

※ 事前相談・協議の過程で、協働による取組みが困難と判断された場合は、打合せを終了する場合があります。

(3) 提出書類

提案にあたっては、次の書類が必要となります。

- ① 中央区協働事業提案書（様式第1号）
- ② 団体概要書（様式第2号）
- ③ 協働事業計画書（様式第3号）
- ④ 協働事業予算書（様式第4号）
- ⑤ 定款又は会則等
- ⑥ 団体の役員名簿
- ⑦ 団体の前年度活動報告書
- ⑧ 団体の前年度収支計算書

2部の提出をお願いします。
(1部はホチキス等でとじずに
提出してください。)

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

①～④の様式は、「協働ステーション中央」で配布しています。

⑤～⑧については特に様式は定めませんので、団体ごとに作成してください。

(4) 提出先

「協働ステーション中央」へ持参してください。

中央区日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア2階

【開館時間】火曜～日曜 10:00～19:00（月曜は休館）

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記期間は休館中です。提出方法については、電話、メールで協働ステーション中央に事前確認をお願いします。
休館期間；令和2年4月9日（木）～令和2年5月6日（水）

(5) 注意事項

- ① 応募にあたっては、団体が「協働ステーション中央」に利用登録されていることを確認してください。
- ② 応募書類は、不備や記入漏れ等がないように作成の上、提出してください。
- ③ 提出していただいた書類等はお返しできませんので、必要に応じてコピー等をとってください。
- ④ 応募にかかる費用は、すべて応募団体の負担としますのでご了承ください。

7 審査・選定

(1) 選定方法

提案された事業は、提出書類と公開プレゼンテーションにより中央区協働推進会議が採択審査（非公開）を行います。ただし、提案団体が多数の場合は、事前に予備審査を行うことがあります。

(2) 審査基準

中央区協働推進会議が定める基準に基づき、同会議が事業を審査します。

なお、令和元年度は次の項目により審査を行いました。

- ① 事業の必要性・妥当性
活動目的の明確性、活動の公共性、経済性、先駆性、事業実施における効果
- ② 事業の実現性
事業の計画性、活動規模の適切性、協働の必要性、事業の自立性
- ③ 団体の実施能力
団体の活動実績、事業遂行能力の有無、運営体制
- ④ その他特記事項

(3) 審査結果

採択審査の結果は区長へ報告され、区長は審査結果を勘案し、実施する協働事業及び実施団体を決定します。

なお、審査結果は、応募いただいたすべての団体に通知します。

8 協定書及び契約の締結

事業が決定した後、提案団体と区担当課は事業実施に向けて事業計画や役割分担等について改めて協議し、事業内容確定後、協定書及び委託契約を締結します。

9 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 定期的な打合せや情報交換の場を設けながら、協定に基づき提案団体と区担当課が互いに誤解のないよう事業を進めます。
- (2) 提出書類に虚偽の記載が発見された場合には、契約締結後であっても契約の解除をすることがあります。
- (3) 事業開始後は、原則として事業内容や経費の変更はできません。やむを得ない事情により、事業実施途中で変更が必要となる場合や、事業を中止又は廃止しなければならない場合は、速やかに区担当課、地域振興課及び「協働ステーション中央」に連絡・相談してください。
- (4) 事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いに十分注意してください。
- (5) 事業実施中は、必要に応じて、事業にかかる領収書、出納簿等の確認をさせていただく場合があります。

10 事業の評価

(1) 中間評価

事業の進捗状況、成果、課題等について、提案団体と区担当課からそれぞれ提出された自己評価シートをもとに、中央区協働推進会議で中間評価結果をまとめます。

(2) 実施報告・最終評価

事業終了後、提案団体は実施報告書等を提出の上、実施報告会で事業の成果を報告します。

その後、提出書類と実施報告会及び区担当課作成の実施報告書をもとに、中央区協働推進会議が事業の評価を行い、その結果を最終評価として区長に報告します。

区長は最終評価を勘案し、事業の継続実施を決定します。

なお、評価結果及び継続実施の決定は、提案団体に通知します。

11 情報公開

応募の際に提出された書類等については、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。また、審査結果、協働事業の内容、評価結果については、区ホームページ等で公開します。

12 事業のスケジュール

令和2年	2月	3日(月)	募集開始
			《事前相談・協議等》
		4月30日(木)	募集締切
		5月29日(金)	
			《区担当課等との協議》
			《事業内容の調整》
			《提案書等の修正》
		9月上旬	公開プレゼンテーション
		9月下旬	採択審査
		11月中旬	実施事業決定
			《実施に向けた協議》
			《協定書、契約の締結準備》
令和3年	3月下旬		予算成立、事業実施決定
	4月～		事業実施
			《定期的な打合せ、情報交換等》
		9月下旬	中間評価
令和4年	2月中旬		実施報告会
	2月下旬		最終評価
	3月下旬		評価結果、継続実施決定